

○津山工業高等専門学校教育研究支援委員会規程

〔平成18年2月28日〕
規程第24号

改正 平成21年8月25日規程第19号 平成22年3月18日規程第8号
平成28年2月17日規程第10号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、技術部及び実習工場の円滑な運営を図るため、津山工業高等専門学校教育研究支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 技術部の業務計画に関すること。
- (2) 実習工場における実習内容及び実習時間割の編成に関すること。
- (3) その他技術部及び実習工場に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 技術部長
- (2) 専攻科長
- (3) 学科長
- (4) 実習工場長
- (5) 総合情報センター長
- (6) 地域共同テクノセンター長
- (7) 学生課長
- (8) 技術部技術長
- (9) 技術部技術班長
- (10) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、技術部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第10号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、技術部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日規程第19号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規程第8号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日規程第10号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。